

令和 8 年度埼玉県交通安全実施計画の概要

基本的な考え方

- 埼玉県交通安全実施計画は、県内における陸上交通の安全に関する施策が記載され、交通安全対策基本法第 25 条第 3 項の規定に基づき、毎年度、埼玉県交通安全対策会議が策定するものです。
- この実施計画は、県及び指定行政機関等が令和 8 年度に講ずべき具体的な交通安全に関する事業や活動等が記載されます。

9つの柱

第 1 章 道路交通環境の整備
第 2 章 交通安全思想の普及徹底
第 3 章 安全運転の確保
第 4 章 車両の安全性の確保
第 5 章 道路交通秩序の維持
第 6 章 救助・救急活動の充実
第 7 章 被害者支援の充実と推進
第 8 章 研究開発及び調査研究の充実
第 9 章 鉄道と踏切道の安全確保

施策（全 51 施策）

生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備など …全 14 施策
段階的かつ体系的な交通安全教育の徹底など …全 9 施策
運転者教育等の充実など …全 2 施策
車両の安全性に関する技術基準等の改善の推進など …全 7 施策
交通指導取締りの強化等など …全 3 施策
救助・救急体制の整備など …全 3 施策
自動車損害賠償保障制度の充実等など …全 3 施策
ITS に関する研究開発の推進 …全 1 施策
鉄道交通環境の整備など …全 9 施策

事業等（全 339 事業）

通学路の安全対策など …全 81 施策
小学生に対する交通安全教育など …全 91 施策
自動車教習所教習の充実など …全 67 施策
車両の安全対策の推進など …全 16 施策
交通事故抑止に資する指導取締りの推進など …全 26 施策
消防行政推進事業など …全 16 施策
交通事故相談所の活動の充実など …全 15 施策
安全運転の支援など …全 3 施策
鉄道施設等の安全性の向上など …全 24 施策

(注) 9つの柱及び施策は、第 12 次埼玉県交通安全計画に基づく。